

# 防災編

～津波対策～

2011年6月

日本ライフセービング協会

想定される津波災害に対して、予防対策を事前に講じることは、災害時に適切な行動を行う上で非常に重要です。一方、想定を超える大津波の襲来が予想された際は、対策マニュアルやハザードマップに過度な依存はせず、状況※に応じて臨機応変に判断することも必要です。その際は、海浜利用客を誘導しつつ、自らが率先避難者\*\*となって、直ちに安全な高台へ避難して下さい。

※東日本大震災では、津波避難場所を大津波に襲われたケースや、防災無線が機能しなかった地域などがありました。

※※率先避難者とは…避難を呼びかけながら自ら率先してしかるべき避難経路へ避難誘導することで、正常化の偏見(ここは大丈夫だろう, 自分は大丈夫だろう)により避難しない人の避難を促す役割を担う人のことをいう。



## 津波に対するライフセーバーの基本原則

### 日常的に予防対策を講じ、率先避難者となる

ライフセーバーは、津波に対して日常的に十分な予防対策(減災対策)を講じるとともに、津波警報時は避難の模範者となる。



## 津波に対するライフセーバーの行動

### 1. 自らの命を守る

ライフセーバーが、自ら予防対策を実施する。

### 2. 海岸利用者と自らの命を守る

行政機関等とライフセーバーが協働して予防対策を実施する。

# 1.自らの命を守る

## ライフセーバーが自ら予防対策を実施する

ライフセーバーが自ら予防対策を事前に確認することで、まずは自らの命を守り、生き抜く能力(方法)を身につける。

### (ア) 各市町村において活動している海水浴場が含まれる津波ハザードマップを確認

- ① 確認項目としては、対象となっている地震(規模・発生確率など)、津波の浸水エリア、浸水高さ、津波到着予想時間、避難場所、避難経路など

### (イ) 津波ハザードマップを基に、避難経路を確認

- ① ライフセーバー自ら避難場所まで避難する訓練を実施する。
- ② 海にいた場合、陸にいた場合など、状況の違いによる必要な避難時間等を確認しておく。

【事例】勝浦 LSC 及び大洗 LSC ではライフセーバーによる詳細な避難訓練が実施されている。

### (ウ) クラブ員等の安否確認手段の確認

- ① 練習中や講習中などに津波が発生した場合、どこに避難したかなど安否確認が必要になる。その際の安否確認方法を共有しておく。

【事例】西浜 SLSC では FACEBOOK を用いた情報伝達を行っている。

# 2.海岸利用者と自らの命を守る

## 行政機関等とライフセーバーが協働して予防対策を実施する

行政機関や地域の方々と協力し、速やかに情報を入手すると共に、臨機応変な判断から瞬時に海岸利用者へ周知しながら避難するなど、海岸利用者とライフセーバー自身の迅速かつ適切な避難を行うための能力(方法)を身につける。

### (エ) 情報取得手段の確認

- ① 現地では揺れを感じなくても津波が来襲する危険性もある。監視活動期間中に津波注意報・警報・大津波警報などの情報を監視期間中、海でどのような手段で取得するかを確認しておく。(例えば防災無線、防災メール、ラジオ・テレビなど。)

### (オ) 判断基準の確立

- ① 気象庁から発表される津波情報には、津波注意報・警報・大津波警報の 3 段階がある。その段階によって情報伝達方法、避難誘導方法を取り決めておく。

【事例】大洗 LSC では、各段階別に津波注意報ではスイムエリアクローズ、警報・大津波警報ではビーチエリアクローズし高台へ非難など、ライフセーバーの行動指針が確立されている。

## (カ) 情報伝達手段の確認

- ① 津波警報などをいち早く海水浴客に伝える手段を確認しておく。通常防災無線や海水浴場の放送設備を用いるが、オンショア(海から陸に向かう風)の時は沖合まで放送が届かない場合がある。その場合、拡声器や笛などを用いてどこまで対応可能かを確認しておく。
- ② 海岸利用者に避難時のアナウンスが周知されるように、日常的に避難誘導アナウンスを紹介する。
- ③ ライフセーバーが放送をする場合、事前に放送原稿を準備しておく。放送に関しては、遊泳客を煽ることなく、落ち着いて行う必要がある。

【事例】下田 LSC では津波サイン(旗)について行政側と取り決めをして、津波警報等発令時に掲出するルールを確立している。また海水浴客への周知も毎日 3 回(10,12,14 時)に放送で行い、看板も立てている。

## (キ) 避難誘導方法の確認

- ① ライフセーバーが、どこまで(空間的・時間的)避難誘導を行うか行政機関と確認しておく。基本的には自らの命を守ることが大前提であり、ライフセーバーが避難する場合は、放送などでその旨を伝え、避難するなどのルール作りをしておくことが望ましい。

【事例】下田 LSC では、避難場所(高台)への避難時間も考慮して、地震発生から 3 分を目処にライフセーバーも避難するとしている。

西浜 SLSC では、ライフセーバーは自身の安全確保をしながら、海に入っている海水浴客への情報伝達(基本的には浜から)を中心に行い、それ以降の避難誘導は消防・消防団など行政機関中心に実施すると、行政機関と確認している。

## (ク) 避難場所及び避難経路の確認

- ① ライフセーバーが、陸側の避難誘導を実施する場合、どのような経路を誘導するか確認しておく。
- ② 海水浴客は素足の場合が多く、避難速度が遅いことも考えられる。その場合も十分考慮して避難誘導を行う。また地震によって避難経路が遮断される場合もある。そのため複数の避難経路を確保しておくことが望ましい。

## (ケ) ライフセーバーと公的救助機関の役割分担の確認

- ① 情報伝達、避難誘導など公的救助機関とライフセーバーとの役割分担を明確にしておく。
- ② 現在日本のライフセーバーは、公的身分保障が無い場合が多い。そのような状況の中、どこまでライフセーバーが実施するかは地域の実情に合わせて具体的に整理しておく。

## (コ) 上記の確認が出来た後、クラブ内で行動マニュアルの作成

- ① 上記の確認をした後、津波避難に関する行動マニュアルを作成し、クラブ員へ周知徹底すると共に行政機関とも情報共有しておく。

【事例】下田 LSC では、クラブ内で地震津波対応計画を作成し、クラブ員で共有している。

## (サ) 行政機関と合同での避難訓練を実施

- ① 海水浴期間中に可能であれば海水浴客も交えて、行政機関と合同で避難訓練を実施することが望ましい。実施後は問題点・課題などを話し合い、行動マニュアルなどに反映させる。

## (シ) 市町の行事などへの積極的な参加

- ① 地域の方々からの信頼を高めるため、パトロール以外に市町の活動に積極的に参加、協力し日常的にコミュニケーションを図る。